

2025 年 4 月 30 日

金沢信用金庫

貸付条件の変更等の状況について
＜2025 年 3 月末時点＞

金沢信用金庫（理事長 広岡 克憲）は、中小企業金融円滑化法の施行以降、中小企業等のお客さまおよび住宅ローンをご利用のお客さまからの貸付条件の変更等のご相談に積極的に取り組んでまいりました。また、同法が終了した 2013 年 3 月 31 日以降も、お客さまからのご要望等に対しては、これまでと変わらぬ対応で臨んでおります。

今般、2020 年 3 月 10 日から 2025 年 3 月末時点の貸付条件の変更等への対応状況について取りまとめたので、下記のとおりお知らせいたします。

当金庫では、今後も地域経済の発展に貢献するため、地域金融の円滑化に積極的に取り組んでまいります。

記

(中小企業者である場合)

(単位:件)

貸付条件変更等の 申込みを受けた貸 付債権の数				
	内、実行に係る 貸付債権の数	内、謝絶に係る 貸付債権の数	内、審査中の 貸付債権の数	内、取下げに係る 貸付債権の数
9,355	9,141	24	101	89

(住宅資金借入者である場合)

(単位:件)

貸付条件変更等の 申込みを受けた貸 付債権の数				
	内、実行に係る 貸付債権の数	内、謝絶に係る 貸付債権の数	内、審査中の 貸付債権の数	内、取下げに係る 貸付債権の数
74	59	2	0	13

以上